

第二次台湾教育令期における中学校設置問題

— 中学校の支持基盤に着目して —

藤井 康子

はじめに

1922年、植民地期台湾において、第二次台湾教育令が制定された。これにより、台湾人¹⁾向け学校制度を体系化した第一次台湾教育令(1919年)が一部修正され、初等教育機関では日本人と台湾人別学の原則を維持しつつ、中等以上の学校で双方の共学(以下、共学制)が認められた。本稿は、1920年代以降の中中学校分布に即して、共学制の意義を検討することを目的とする。

共学制の意味について、たとえば陳培豊は次のように述べている。中学校の入試問題は日本人向け教科書を中心に出题されたため、台湾人入学者は、日本人に比べ割合的に少数であった。ゆえに、共学制は「制度上では平等の実現として意味があるものの、台湾人にとっては実質上、むしろ不利な状況に変わりにはなかった」とされている²⁾。確かに、中学校入学をめぐる台湾人の教育機会は不平等であった。だが中学校進学を希望する層、すなわち中学校の支持基盤が一定の広がりを持って存在しなければ、こうした指摘はあまり意味を持たないことになる。また、教育機会が不平等であったとしても、中学校の支持基盤それ自体は広がっていた可能性もある。共学制施行の意味は、中学校の支持基盤がどの程度広がっていたのか、それと中学校の量的拡大はいかなる関係にあったのかという問題と関連付けて捉えられるべきであろう。とはいえ、戦前の内地の中中学校の支持基盤について一定の研究蓄積があるのとは対照的に³⁾、植民地台湾の関連研究は、私立中学校をめぐる研究⁴⁾を除けば、きわめて少ないのが現状である。

本論の内容を先取りすると、共学制施行後、中学校は一定の量的拡大を遂げた。それは学校数が制限されていたにも拘わらず、台湾人のなかで支持基盤が拡大し、しかも共学制により、台湾人への就学抑制装置が、台湾在住の日本人(以下、在台日本人)にも影響を及ぼさざるを得なかったことに由来すると推測できる。さらに、中学校増加が可能となった背景としては、1920年の地方制度改正により、州レベルで学校設置が認められたという事情が存在したと考えられる⁵⁾。

本稿では、米田俊彦が「両大戦間期における中等教育の実相」(『日本教育史研究』第10号)で示した方法論に依拠し、おもに学事年報や国勢調査を用い、中学校の支持基盤とともに学校拡大の要因を検討することとしたい。以下に、第1章で中学校増加を可能にした地方制度の構造を説明した上で、第2章で第一次台湾教育令のもとに設置された中等学校の様相と第二次台湾教育令制定の経緯を述べ、第3章で中学校の支持基盤と量的拡大の背景を考察する。

第1章 地方制度改正による地方費区の撤廃

1920年以前、台湾には12庁制（1909 - 20年）が施行されていた。12庁とは、台北・宜蘭・桃園・新竹・台中・南投・嘉義・台南・阿緱・台東・花蓮港・澎湖の各庁である。12庁制は警察行政と地方税制度に特徴を持つ。前者について、各庁の庁長は総督の許可を得て支庁を置くことができたが、いずれの庁でも支庁長はほぼ全員が警察官であった⁶⁾。当時は、植民地統治に伴う「混乱」が収束していないと判断され、警察行政が最優先されたのである。他方、地方税制度として、1902年制定の「台湾地方税規則中改正」（律令⁷⁾第4号）に基づき、「地方費区」が採用された。地方費区とは、全島を3つの地方費区（第2地方費区は台東・花蓮港、第3は澎湖、残り9庁はすべて第1）に分けて地方税を賦課・徴収し、その管理・編成を総督が行なうというものであった。地方費区の設置は、警察行政を根幹とする極度に中央集権的な制度のもとで、「治安維持」をめぐる臨機応変な対応を可能にする意味合いがあったと考えられる。だがこうした制度のもとで、地方庁は上級機関からの命令を執行する機関に過ぎず、地方「自治」的な要素はきわめて薄かった。

1920年、初の文官総督田健治郎の「内地延長主義」⁸⁾の方針に基づき、地方制度が改正された。これにより台北・新竹・台中・台南・高雄の5州と花蓮港・台東両庁からなる5州2庁制が布かれた。内地の府県と違い州庁という名称が設けられた点では、「内地延長主義」の方針が貫徹したとは言いが、それでも従前より地方「自治」の進展が見られたことは確かであった。それは総督専制の根拠である地方費区が、先住少数民族の比較的多い花蓮港・台東両庁では据え置かれたが、5州で撤廃されたことに表れている。これにより5州では地方団体の位置と徴税区域が一致し、教育費など一部の費目が「州ノ費用ヲ以テ支弁シ得ル」（「台湾州制」律令第3号第21条）ことになった。1920年の地方制度改正以前、中等学校は、日本人向けと台湾人向けで設立・運営主体が異なり、前者は国庫から、後者は地方費区財政から支弁された。だが1920年の地方制度改正を受け、翌21年から民族の別なく中等学校の設立・運営主体が州となり、地域の状況に即した対応がある程度可能となるのである。

第2章 第一次台湾教育令下の中等学校

第1節. 差別化された中等学校の様相

1922年に共学制が施行される以前、台湾にはどのような中等学校が整備されていたのか。本稿は中学校を検討対象とするため、以下に男子対象の学校の状況のみを示す。

駒込武によれば、植民地における教育制度の基本的特質は、支配者としての日本人と被支配者としての台湾人の社会的格差を再生産することであった。こうした植民地主義の方針に基づいて、1910年代までに在台日本人向けには中学校が設けられていたが、台湾人に対する初等教育修了後の教育施設としては、国語学校、医学校のほか、農事試験場のような技術員養成機関しかない状況であった⁹⁾。そのため1913年、中部在住の台湾人大地主林獻堂を中心に、台湾人向け中学校設立が要求された。総督府は当時、外に辛亥革命思想の波及、内に先住民征服戦争という「内憂外患」を抱えており、先住民征服戦争に協力させる見返りとして台湾人有力

者の教育要求に妥協し、公立台中中学校の設置を決定した¹⁰⁾。だが同校は、公学校（台湾人向け初等教育機関）4年修了を入学資格とし、修業年限が4年と規定されたことに象徴されるように、内地の中学校と比べて明らかに低度であった。

こうした状況は、1919年制定の第一次台湾教育令（勅令第1号）により一定の修正を受け、台湾人向けには6年制の公学校に4年制の高等普通学校（公立台中中学校の後身）が接続することになり、ほかにも商業学校や農林学校が設けられた。だが高等普通学校では、修業年限が中学校より1年短く、中学校では必須の英語を随意科目とするなど内地の中学校との差別化がはかられた。実業学校も同様に、日本人向けが5年制（予科2年・本科3年）だったのに対し、台湾人向けは3年制と定められ、日本人向けよりも修業年限が短縮された。ただし、ここで公学校から高等普通学校にいたる普通教育の階梯が構築されたことの意味も軽視し得ない。駒込武が指摘しているように、枢密院では第一次台湾教育令の制定過程において、内地留学生の増大とこれに伴う「危険思想」の蔓延が問題視されていた。そこでは、「島内ニ於テ父兄ノ膝下ニ在リテ官憲ノ監督ノ下ニ適當ナル教育ヲ施シ、能ク向学ノ精神ヲ善導シテ善良ナル人民ヲ造出スルニ如カサルナリ」という議論がなされており、台湾人向け教育制度の整備は留学抑制策という意味があったと考えられる¹¹⁾。

表1は、第一次台湾教育令（1919年）から第二次台湾教育令施行（22年）までに既設あるいは新設された男子向け中等学校の一覧である。

表1 男子対象の中等学校一覧（1919－22年）

州	創 立	1919年（第一次台湾教育令）		1920年		1921年（中等学校の州移管）		1922年（第二次台湾教育令）	
		校 名	対象	校 名	対象	校 名	対象	校 名	対象
台北	1907年	総督府台北中学校	日	同 左	日	州立台北中学校	日	州立台北第一中学校	日台
	1912年	公立台北工業学校	台	同 左	台	州立台北第二工業学校	台	州立台北第二工業学校	日台
	1917年	総督府台北商業学校	日	同 左	日	州立台北商業学校	日	州立台北商業学校	日台
	1918年	総督府台北工業学校	日	同 左	日	州立台北第一工業学校	日	州立台北第一工業学校	日台
	1922年							州立台北第二中学校	日台
新竹	1922年							州立新竹中学校	日台
台中	1915年	公立台中高等普通学校	台	同 左	台	州立台中高等普通学校	台	州立台中第一中学校	日台
	1919年	公立台中商業学校	台	同 左	台	州立台中商業学校	台	州立台中商業学校	日台
	1922年							州立台中第二中学校	日台
台南	1914年	総督府台南中学校	日	同 左	日	州立台南中学校	日	州立台南第一中学校	日台
	1919年	公立嘉義農林学校	台	同 左	日	州立嘉義農林学校	台	州立嘉義農林学校	日台
	1922年							州立台南第二中学校	日台
高雄	1922年							州立高雄中学校	日台

（出典）『台湾総督府学事年報』各年度に基づいて筆者作成。

（注1）「対象」欄の「日」は日本人、「台」は台湾人の略。2庁には中等学校が未設のため記載を省略。

男子対象の中等レベルの学校としてはほかに師範学校が存在したが、本表では中学校と実業学校のみを対象としている。なお、1919年当時は12庁制、20年当時は5州2庁制であったが、ここでは後者の行政区画にしたがって分類している。1920年以前、日本人対象の学校の校名の前には「総督府」、台湾人向けには「公立」の文字が冠された。一般的には、公立の学校は

地域住民の教育要求に支えられ、地方公共団体により運営されるものを指す。だが第一次台湾教育令下の「公立」学校とは、総督が地方費区に基づいて徴収した「地方税」を投入して運営されるという意味であった。そのため、配置場所やつくられる学校の種類には、総督府の意向が反映されて「島都」台北に偏り、台南や高雄のような南部における台湾人向け中等学校としては、わずかに嘉義農林学校が存在するに止まった。第一次台湾教育令のもとでは、日本人向けと台湾人向けの学校のあいだに制度上の格差に加え、地域的な偏りという問題も存在したことがわかる。

これらの官立・「公立」学校には、経費面でどのような特色があったのか。表2は、中等学校への支弁額と生徒1人に対する経常費を示したものである。日本人対象の学校は官立なので国庫から、台湾人向けは「公立」のため「地方税」からそれぞれ支弁されている。

表2 中等学校への支弁額（A）と生徒1人に対する経常費（B）

	日本人向け（単位：円）								台湾人向け（単位：円）							
	台北中学校		台南中学校		台北商業学校		工業学校		台中高等普通学校		台中商業学校		嘉義農林学校		工業学校	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
1919年度	98,362	135	64,891	163	52,808	235	30,422	269	54,372	158	25,329	264	28,802	472	108,630	394
1920年度	148,318	175	93,621	218	66,947	218	85,566	567	78,850	307	41,433	282	57,407	471	115,924	555

（出典）『台湾総督府学事年報』（1919 - 21 各年度）より作成。

（注1）経常費は小数点以下切捨て。

同系列の学校間を比べると、支弁額こそ工業系の学校以外は日本人向けのほうが多いが、生徒1人当たりの経常費はすべての学校で台湾人向けのほうが多い。経常費の多くを占めるのは教員俸給であった。当時、台湾における中等学校教員の圧倒的多数は日本人であったので¹²⁾、結局、表2が意味するのは、台湾人向けの学校でも日本人教員の俸給については十分に確保されていたということにはほかならない。いずれにしても、表2は中等学校の設立・維持に少なからぬ財政支出を必要としたことを示している。

第2節. 第二次台湾教育令の整備過程

台湾では第一次台湾教育令制定からわずか3年後、新たな「台湾教育令」（勅令第20号）、いわゆる第二次台湾教育令が制定された。この教育令のもとでも初等教育機関は別学であり、「国語を常用せざる」者向けの公学校は依然として義務教育ではなかったが¹³⁾、中等教育以上における共学制が盛り込まれた。理由として、内地延長主義の採用という統治政策の転換もあるが、現実的な対応として、台湾人の留学抑制策の側面が大きかったと考えられる。前述のように、第一次台湾教育令は留学抑制策という意味を持っていたが、必ずしも効果を上げていなかった。台湾人の内地留学生は1919年には564人であったが、20年には649人、21年には757人と増加していた¹⁴⁾。このように、留学抑制策にも拘らず、留学生が増大していること自体、台湾人のなかで中等教育を求める支持基盤が無視し得なくなってきたことを物語っている。

第1節で述べたように、総督府は第二次台湾教育令制定に先立って地方費区を撤廃し、新た

に設置された5州では「州ノ費用」から教育費が支出されるようになった。これに伴い中等学校は、1921年から官立・「公立」の別なく、すべて学校所在地管轄州に移管される旨が各地方庁に通達された。これにより、学校の設立や改廃に対して州レベルの判断が大きな意味を持つようになり、民間人の教育要求が反映されやすい状況が生じたといえる。

第3章 共学制施行と中学校の量的拡大

第1節 中学校の支持基盤の拡大

第二次台湾教育令施行後、中等学校はどのように設置されたのだろうか。実業学校は、1930年までに宜蘭（台北州）と屏東（高雄州）に農業学校が各1校できたのち、30年代後半まで増えなかった。これに関して1927年、当時の総督府文教局長石黒英彦は、「実業的教育を実利主義の教育なりと解して一時的に役立つに過ぎないと称し反対説を称へる者もあつた」という¹⁵⁾。内地同様、台湾の実業学校も「中等教育から高等教育に至る学校体系の枠組みから離れた存在」であった¹⁶⁾。それゆえ、「一時的に役立つに過ぎない」とされ、進学先として台湾人からも不人気であり普及が遅れたと思われる。

対照的に、中学校は増加が目立った。たとえば、日本人主宰の全島紙である『台湾日日新報』は1922年3月12日付で、台中州当局は教育要求を受けて州下に中学校を2校設置することを決め、総督府に申請したと伝えている。台中に限らず、高等教育機関への正規の進学ルートである中学校を設置してほしいという要望は、各州で高かった。それを受け中学校は1922年に各州庁所在地に1校ずつ新・増設され、従来の台北と台南の2校から高等普通学校を中学校に改組したものも含め8校に増加した。その後、1930年までに嘉義（24年、台南州）と基隆（27年、台北州）に各1校設置された。さらに1930年代後半から40年代前半にかけ、台北に2校（37年と41年、台北州）つくられ、また花蓮港（36年・花蓮港庁）・屏東（38年、高雄州）・台東（41年、台東庁）・宜蘭（42年、台北州）・彰化（42年、台中州）の各地に1校ずつ設けられた。以下に中学校に焦点を当て、その支持基盤を検討する。

中学校の支持基盤はどのような職業で構成されたのか。米田俊彦は、『文部省年報』記載の中学校入学者の親の職業に基づき、戦前の内地で中学校入学者の比率が高いのが「商業」・「公務及自由業」・「其他ノ職業」・「無職業」の4業種と述べている¹⁷⁾。台湾の学事統計には中学校入学者の親の職業が未記載だが、一部の学校の一時期に限り支持基盤が特定できる。表3は、1934年発行の嘉義中学校『校友会雑誌』に記載された親の職業を国勢調査の職業分類に即して分類し、全保護者数に占める割合を表している。表中の「無業」の内訳は「貸地貸家業」61人と「無職」8人である。

表3 嘉義中学校生徒の親の職業と全保護者中に占める割合（全463人中）

農 業		水産業		鉱 業		工 業		商 業		交通業		公務、自由業		家事使用人		其ノ他ノ有業者		無 業	
人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
34	7.34	0	0	0	0	23	4.96	166	35.85	0	0	162	34.98	5	1.07	4	0.86	69	14.90

（出典）台南州立嘉義中学校校友会編『校友会雑誌』創立十周年記念号（1934年）より分類・算出。

嘉義中学校生徒の親の職業としてもっとも多いのが「商業」で、次点以下に「公務、自由業」、「無業」と続く。この結果は「其ノ他ノ有業者」の少なさを除けば、米田が示した内地の状況と一致する。もとより、「商業」といっても大規模なものから零細なものまでさまざまであるが、内地との比較を可能にするためにも、この4業種（ただし、米田と同様に「無業」については「収入ニ依ル者」のみに限定）の占める割合に即して、中学校の支持基盤の概要を把握することにしたい。

米田によれば、1930年の内地における4業種の全国平均は27.8%であったが、大都市を抱える府県ほどその比率が高くなり、たとえば東京で49%、大阪で44%、京都と神奈川で39%であった¹⁸⁾。1930年の台湾における4業種人口比を州別に算出し、それに「農業」1業種の人口を併記したのが表4である。

表4 中学校への進学率の高い4業種の州別人口および「農業」人口（1930年）

		商 業	公務、自由業	其ノ他	無 業	4業種計 A	総計 B	A / B	農 業
台北州	日	6,018 人	13,238 人	1,317 人	594 人	21,167 人	54,799 人	38.62%	416 人
	台	34,521 人	7,347 人	17,607 人	2,350 人	61,825 人	405,149 人	15.25%	114,234 人
新竹州	日	289 人	2,231 人	86 人	27 人	2,633 人	6,397 人	41.15%	123 人
	台	14,469 人	5,591 人	8,373 人	2,334 人	30,767 人	327,927 人	9.38%	136,129 人
台中州	日	996 人	4,583 人	230 人	101 人	5,910 人	14,955 人	39.51%	545 人
	台	29,041 人	7,289 人	8,082 人	2,939 人	47,351 人	499,134 人	9.48%	209,053 人
台南州	日	1,735 人	6,192 人	480 人	86 人	8,493 人	21,109 人	40.23%	724 人
	台	33,032 人	7,868 人	13,528 人	2,823 人	57,251 人	564,277 人	10.14%	230,957 人
高雄州	日	1,297 人	3,704 人	315 人	40 人	5,356 人	15,426 人	34.72%	377 人
	台	15,209 人	4,457 人	4,377 人	807 人	24,850 人	304,268 人	8.16%	128,540 人
5州合計	日	10,335 人	29,948 人	2,428 人	848 人	43,559 人	112,686 人	38.65%	2,185 人
	台	126,272 人	32,552 人	51,967 人	11,253 人	222,044 人	2,100,755 人	10.56%	818,913 人

（出典）『国勢調査結果表』州庁編（1930年）より男性のみを抽出して算出。

（注1）資料では種別として「内地人」・「本島人」の語が用いられている。だが本稿では前者を日本人、後者中の漢族系住民を台湾人と表記しているため、本表もその呼称で統一した。ただし、本表の台湾人中に先住民も含む。

（注2）「其ノ他」は「其ノ他ノ有業者」、「総計」は職業別人口総計の略。「無業」は「収入ニ依ル者」のみ。

（注3）1930年当時、庁に中学校は未設であるため、庁の記載は省略。

表4から、男性有業者の人口規模において台北は約46万、高雄は約32万というように開きがあることがわかる。また、日本人の人口は半分近くが台北に集まる一方、新竹は台北の1割程度と、大きな偏差が存在した。他方、台湾人の人口は台南および台中に多い。在日日本人について4業種人口比の割合を見ると、新竹と台南では40%を超えているほか、すべてで30%を超えているため、全島平均は内地の京都や神奈川並みに高い。「商業」と「公務、自由業」に偏った在日日本人の職業分布の特徴が窺われる。一方、台湾人の4業種人口比の割合は台北で15%に達しているほか、概ね10%である。これは内地のそれよりも圧倒的に低い。ところが、「農業」に限って見ると、5州すべてで日本人がきわめて少数となり、台湾人が多数に転じる状況となる。台湾人に第一次産業従事者が多く、「公務、自由業」への進出の可能性が限られている植民地状況が端的に表れている。このように台湾人の4業種人口比に占める割合は

低かったが、職業別人口総計の10%存在したということは、中学校の支持基盤として無視し得ない割合を示していたともいえる。中学校増加の背景には、こうした人びとの進学圧力が存在したと見るべきであろう。

次に表5において、1930年度の初等教育機関卒業者と31年度の中学校入学者の4業種に占める人口比を示した。

表5 1930年度初等教育機関卒業者と31年度中学校入学者の4業種に占める人口比

州		4業種計 A	尋小・公卒業者 B	B / A	中学校入学者 C	C / A
台北	日本人	21,167 人	1,655 人	7.81%	290 人	1.37%
	台湾人	61,825 人	4,009 人	6.48%	111 人	0.17%
新竹	日本人	2,633 人	225 人	8.54%	42 人	1.59%
	台湾人	30,767 人	3,139 人	10.20%	48 人	0.15%
台中	日本人	5,910 人	479 人	8.10%	117 人	1.97%
	台湾人	47,351 人	4,839 人	10.21%	82 人	0.17%
台南	日本人	8,493 人	643 人	7.57%	182 人	2.14%
	台湾人	57,251 人	4,132 人	7.21%	169 人	0.29%
高雄	日本人	5,356 人	443 人	8.27%	73 人	1.36%
	台湾人	24,850 人	2,468 人	9.93%	25 人	0.10%
合計	日本人	43,559 人	3,445 人	7.90%	704 人	1.61%
	台湾人	222,044 人	18,587 人	8.37%	435 人	0.19%

(出典)『国勢調査結果表』州庁編(1930年)と『台湾総督府統計書』(1930 - 31各年度)より男性のみを算出。

(注1)表4(注1)に同じ。

公学校卒業者の4業種人口比を見ると、新竹と台中で10%を超え、相対的に中学校に行きやすいという結果が出ている。ただし、1925年度公学校男子入学者は、学齢児童の43.9%にあたる3万5325人であり、30年度卒業者は1万9125人であった¹⁹⁾。公学校は、1920年代半ばになっても就学率が5割に満たず、中途退学者も多かった。それでも台湾人が総人口に占める割合が高いため、公学校卒業者は尋常小学校卒業者よりも多い。この点では4業種については、中学校に通う条件を備えた児童の割合は、台湾人も決して低くなかったことがわかる。

だが中学校に行きやすいことと実際に行ったかどうかは別問題である。中学校入学者の4業種人口比を示したのが表5右端である。米田は、内地では有業人口千人に対する中学校入学者を4業種で0.87%、4業種以外で0.175%と算出している²⁰⁾。同様のことを台湾で見ると、在日日本人は全島平均で1.61%と内地の倍近くになっているが、台湾人の場合は0.19%ときわめて低く、内地の4業種以外に占める割合と同程度である。4業種人口比に占める中学校入学者の割合が低い原因として、台湾人のなかでも一定の広がりをもって存在した進学要求に比して、学校数・入学定員があまりにも少なかったことが想定できる。具体的にどのような問題があったのか、個別の中学校の入学状況と志願者・入学者の定員に対する割合を示した表6から考えてみたい。

表6 各中学校の入学状況と志願者・入学者の定員に対する割合（1931年度）

州	校名	定員A	日 本 人			台 湾 人			(B+D) ／A	(C+E) ／A
			志願者B	入学者C	倍率B／C	志願者D	入学者E	倍率D／E		
台北	台北第一中学	180人	367人	196人	1.87倍	29人	8人	3.62倍	2.20%	1.13%
	台北第二中学	100人	96人	28人	3.42倍	349人	74人	4.71倍	4.45%	1.02%
	基隆中学	100人	117人	66人	1.77倍	122人	29人	4.20倍	2.39%	0.95%
新竹	新竹中学	100人	92人	42人	2.19倍	342人	48人	7.12倍	4.34%	0.90%
台中	台中第一中学	100人	84人	30人	2.80倍	480人	76人	6.31倍	5.64%	1.06%
	台中第二中学	100人	126人	87人	1.44倍	18人	6人	3.00倍	1.44%	0.93%
台南	台南第一中学	150人	216人	132人	1.63倍	41人	14人	2.92倍	1.71%	0.97%
	台南第二中学	100人	7人	2人	3.50倍	533人	102人	5.22倍	5.40%	1.04%
	嘉義中学	100人	92人	48人	1.91倍	256人	53人	4.83倍	3.48%	1.01%
高雄	高雄中学	100人	156人	73人	2.13倍	208人	25人	8.32倍	3.64%	0.98%
合 計		1,130人	1,353人	704人	1.92倍	2,378人	435人	5.46倍	3.30%	1.00%

（出典）『台湾総督府学事年報』（1931年度）より作成。

（注1）表4（注1）に同じ。入学者中に若干名の転学者を含む場合がある。

表6右端の志願者・入学者の定員に対する割合を見ると、どの学校でも定員を上回る志願者がありながら、入学者は限定的である。このうち、台湾人の入学が特に難しかったのは、倍率の高い新竹中学校・台中第一中学校・高雄中学校であった。新竹・高雄の両中学校は、志願者・入学者の定員に対する割合の差が他校に抜きん出て高いとはいえないが、それは日本人が比較的入学しやすかったことで、全体で見ると入学難が幾分緩和されているように見えるためと考えられる。台湾人が新竹あるいは高雄の中学校に入学することの困難さは、表5で見た公学校卒業者の4業種人口に比して学校が1校しかないことを考慮したとき、いっそう大きくなる。台中第一中学校は台中高等普通学校の後身である。同校は、台北第二中学校や台南第二中学校と同様、伝統的に日本人を多数派とした台北第一中学校・台中第二中学校・台南第一中学校と異なり、台湾人を多く収容する学校と目されていた。「日本人向け」中学校への台湾人志願者はきわめて少ないことで倍率はやや低めであるが、日本語の試験を日本人と競争するために、台湾人にとってのハードルはその分高くなっていったと考えられる。

米田は、4業種の割合が高く進学需要の大きかった東京などの大都市では、1930年代には中学校教育の需要をほぼ満たすだけの学校が充分普及していたと指摘している²¹⁾。だが台湾では中学校が普及するどころか、いずれの州でも学校数と定員が厳しく制限され、志願者の進学要求に対応しようとしないう状況が顕著であったことがわかる。なかでもそのしわ寄せを受けたのが台湾人であった。「日本人向け」中学校は敷居が高すぎ、「台湾人向け」は台湾人間の競争があまりに激烈で、学校が1校しかない新竹や高雄のような州では、限られた定員を日本人と争わなくてはならないという問題が存在したからである。

台湾において入学難はいつ頃から顕著になったのだろうか。表7は、共学制施行後の中学校入学者とその5年後の卒業者を示し、各データから入学率（入学者／志願者）と卒業率（卒業生／入学者）を、民族別に割り出したものである。『台湾学事年報』の現存が確認できるのが1937年までなので、33年度入学者の状況までを提示した。

表 7 公立中学校第 1 学年への入学・卒業状況

入学 年度	志願者 (人)			入学者 (人)			入学率 (%)			卒業 年度	卒業者 (人)			卒業率 (%)		
	日本人 A	台湾人 B	計 C	日本人 D	台湾人 E	計 F	日本人 D/C	台湾人 E/C	計 F/C		日本人 G	台湾人 H	計 I	日本人 G/D	台湾人 H/E	計 I/F
1922	1,124	1,611	2,735	539	331	870	19.70	12.10	31.80	1926	302	194	496	56.02	58.61	57.01
1923	979	1,788	2,767	459	375	834	16.58	13.55	30.14	1927	292	236	528	63.61	62.93	63.30
1924	1,135	2,923	4,058	492	427	919	12.12	10.52	22.64	1928	343	283	626	69.71	66.27	68.11
1925	1,084	2,741	3,825	497	411	908	12.99	10.74	23.73	1929	329	306	635	66.19	74.45	69.93
1926	1,182	3,128	4,310	566	411	977	13.13	9.53	22.66	1930	394	272	666	69.61	66.18	68.16
1927	1,359	3,189	4,548	677	415	1,092	14.88	9.12	24.01	1931	426	309	735	62.92	74.45	67.30
1928	1,287	3,107	4,394	656	416	1,072	14.92	9.46	24.39	1932	461	330	791	70.27	79.32	73.78
1929	1,355	2,805	4,160	615	444	1,059	14.78	10.67	25.45	1933	449	343	792	73.00	77.25	74.78
1930	1,387	2,542	3,929	706	434	1,140	17.96	11.04	29.01	1934	502	370	872	71.10	85.25	76.49
1931	1,353	2,378	3,731	704	435	1,139	18.86	11.65	30.52	1935	539	347	886	76.56	79.77	77.78
1932	1,324	2,286	3,610	706	446	1,152	19.55	12.35	31.91	1936	488	379	867	69.12	84.97	75.26
1933	1,895	2,564	4,459	685	472	1,157	15.36	10.58	25.94	1937	491	397	888	71.67	84.11	76.75

(出典)『台湾総督府学事年報』1922 - 37 各年度より算出。小数点以下四捨五入。

(注 1) 表 4 (注 1) に同じ。各年の志願者・入学者のなかに若干名の転学者を含む場合がある。

表 7 から 1920 年代後半に入学難が顕著になったことが指摘できる。1924 年、それまで日台人双方を合わせてかろうじて 30% 台であった入学率が 20% 台前半に低下し、その後 30% 台に回復しない状況が数年間継続するからである。また 1924 年度入学者の卒業は 28 年度であるが、同年度の卒業率は日台人ともに 70% 台に接近している。入学率の落ち込みが持続するのとは逆に、卒業率は逐年上昇していた。学校の支持基盤の拡大の度合いは、志願者増大に伴う入学の難しさと入学後の中途退学者の少なさに反映されと考えられるので、これは支持基盤の拡大を示すものと解釈できる。さらに民族別の割合に着目すると、台湾人は日本人よりも入学率が低い、卒業率では 1925 年度入学者から日本人を上回っていることがわかる。台湾人の中学校入学・卒業者とも例年数百人という少なさであったが、1920 年代半ば以降、中等教育大衆化に向けた土台が形成されつつあった状況が窺える。それにも拘らず、総督府は中学校を増設しようとしなかった。そこには、台湾人で中学校を卒業してもそれに見合った職を得られない人びとが、一種の「高等遊民」となり、社会的な不安定要因を形成することへの懸念が存在したのではないと思われる。

第 2 節. 入学難の社会問題化と中学校の増加

共学制施行後、中学校への入学難が続いていたが、それに対処するために、初等教育機関では補習授業などの準備教育を行なうことが常態化していた。1926 年 12 月 29 日付『台湾日日新報』によれば、総督府はこれを問題視し、「単に知識の注入に専心して児童心身の疲労を顧慮すること尠く甚だしく児童教養の方途を誤る」という理由で、各州の州知事宛てに準備教育厳禁を通達した。

こうした措置に対し、日台人とも不満の声を上げた。台湾人知識人の抵抗言論の拠点である『台湾民報』は 1927 年 4 月 24 日付で、小学校と「教育程度の異なる公学校では準備教育が不可欠」であり、準備教育厳禁はもともと不均衡な小学校と公学校の進学格差にさらに拍車をかけるも

のと述べている。また、『台湾日日新報』は、1926年時点では総督府の措置を「児童の心身の過労を顧慮」した「英断」と評価していた。だが入学難に決定的な打開策を打ち出さないことに対し、1933年6月5日付で、入学難の原因は志願者激増にあるため、準備教育を問題にする前に入学難緩和策を講じるべきだと主張するようになった。両紙は、それぞれ議論の争点を異にしている。『台湾日日新報』は、入学難をある程度解消する前に準備教育を厳禁した総督府の「失策」を暗に指摘する。他方、『台湾民報』は、総督府の通達に対する批判というよりは、むしろ日台人間の入学機会の不均衡という根本的な問題に是正を求めている。だが両紙とも準備教育厳禁の通達を批判する点では気脈を通じていた。

準備教育を強制的に止めさせようとした結果、台湾人のみならず日本人にまで不利益をあたえたとあっては、州当局としても対策を講じざるを得ない。準備教育厳禁を通達した翌年である1927年に台北に基隆中学校が増設され、さらに30年に台北と台南で既設校の定員が増やされた。だが表7から1927年と30年の入学率がさほど伸びていないことからわかるように、それは付け焼刃にすぎず、多くの初等教育機関では、依然として準備教育を「潜行的に」行なわざるを得ない状況であった²²⁾。しかも、台湾人内地留学者は相変わらず増加の一途をたどっていた。その数は1926年に886人であったが、翌27年には準備教育厳禁の影響か、1240人になっている²³⁾。留学者は減らず、入学難は社会問題化しているなかで、1930年代後半以降、一部の州は遂に中学校増加に踏み切った。これにより既述のごとく、それまで中学校が未設であった花蓮港・台東両庁の庁所在地や、屏東（高雄州）、宜蘭（台北州）、彰化（台中州）といった州庁所在地以外の地域にもようやく中学校設置が及んだのである。

おわりに

1919年制定の第一次台湾教育令下に整備された台湾人向け中等学校は、日本人向けより低度であったため、留学する台湾人は減少しなかった。総督府は、表向きにでも教育程度を引き上げるほうが留学防止策として得策だと判断した。そのため、母語の違いを理由に初等教育機関では別学としても、中等以上の学校では日台人共学を検討するようになった。

共学制を布く際、中等学校経費の出所が教育対象別に異なる問題があったが、それは新しい地方制度により解決された。1920年導入の5州2庁制のもとで、かつて地方費区に基づき総督に掌握されていた地方税に対する権限が地方庁に部分的に委譲され、地方団体の財政から教育費が支出されるようになった。これにより中等学校は1921年から所在地管轄州に移管され、共学制を控えて学校増加の準備が整えられた。

1922年、第二次台湾教育令による共学制施行に伴い、総督府は州当局を通じて中学校を新・増設した。結果、学校分布が各州に広がった。中学校は、おもに「商業」「公務、自由業」「其ノ他ノ有業者」「無業」に支えられたが、初等教育機関卒業者の数に比して学校数や定員が抑制された。それは逐年拡大していた支持基盤の進学要求と逆行することになり、中学校は慢性的な入学難に陥った。入学難は日台人共通の問題であったが、特に台湾人には「台湾人向け」中学校が極端に少ないことに起因する困難が積みとった。こうした状況に対処するために、初等教育機関では準備教育を行うことが一般化していた。だが総督府から準備教育が厳禁され

たことで、台湾人知識人主宰の新聞のみならず、「御用新聞」からも批判が出た。中学校は共学を前提としていたため、学校数・定員の抑制は日本人の不利益にも帰結したのである。そうした事情に加えて台湾人の内地留学傾向が減少しなかったこともあって、総督府は1930年代後半にいたって学校設置抑制策を緩和し、州当局を通じて中学校設置や定員の増員を決定せざるを得なくなる。

こうした状況は進学希望者にとっては朗報だったであろうが、総督府や州当局としてはジレンマに満ちた対応だったと思われる。学校数と定員の少なさに表れているように、共学制を布いても台湾人進学者は極力抑えたいというのが、関係当局の本音だったと考えられる。1930年代後半まで中学校が増加しなかったのは、それを端的に示している。ところが、台湾人の進学圧力が増加するとともに日本人からも入学難が叫ばれば、関係当局としても学校増加を考慮せざるを得なくなる。中学校進学を目指す台湾人にとって、日本人は強力なライバルだったが、学校にまつわる利害を日本人と共有することで、中学校増加がある程度実現した側面もあったと考えられる。台湾人の中学校入学は非常に困難であったが、学校増加に呼応して入学者も着実に増えていた。それは関係当局のジレンマを深めたと考えられる。

本稿では取り上げることができなかったが、1930年代後半まで増加が見られなかった実業学校を考察することで、別の角度から共学制の意義が見出せると思われる。今後の課題としたい。

注

- 1) 植民地台湾において日本人は「内地人」、漢族系住民や先住民は「本島人」と称されることが多かった。だが本稿では「内地人」を日本人、「本島人」中の漢族系住民を台湾人と表記する。
- 2) 陳培豊『「同化」の同床異夢』（三元社、2001年）185頁。ほかに共学制下における台湾人の教育機会の不均衡を指摘した先行研究として、近藤純子『「共学制」と日本語教育』（平成4・5年度科学研究費補助金（総合A）研究成果報告書『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』、1994年3月）など。
- 3) 米田俊彦「両大戦間期における中等教育の実相」（『日本教育史研究』第10号、1991年9月）、同『近代日本中学校制度の確立』（東京大学出版会、1992年）、山谷幸司「1920年代における中学校の拡張と機能分化」（『中等教育史研究』第3号、1995年4月）など。
- 4) 駒込武『日本植民地統治下台湾におけるミッション・スクールの研究』（平成15～17年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）研究成果報告書、2006年5月）など。
- 5) 1920年導入の地方制度については、地方自治の度合いの低さが特徴として挙げられてきた。たとえば、近藤正己『総力戦と台湾』（刀水書房、1996年）141～145頁。
- 6) 1910年を例に見ると、12庁下の87支庁中、基隆支庁（台北庁）に支庁長事務取扱として海港検疫官が、打狗支庁（台南庁）に警視が配置されたほか、85支庁長はすべて警部であった（『台湾総督府文官職員録』台北・台湾日日新報社、1910年、193～376頁より算出）。
- 7) 植民地台湾において総督の命令は「律令」と呼ばれ、法域を台湾に限定する「法律」としての効力を有した。総督はまた「府令」と称する行政命令を発することもできた。
- 8) 内地延長主義については、春山明哲「近代日本の植民地統治と原敬」春山明哲・若林正丈『日本植民地主義の政治的展開』（アジア政経学会、1980年）など。
- 9) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、1996年）132～133頁。
- 10) 台中中学校に関しては、若林正丈「総督政治と台湾地主資産階級」（『アジア研究』29巻4号、1983年1月）など。
- 11) 駒込前掲書籍、150頁。

- 12) 1920年の台中高等普通学校を例に見ると、学校長を含む教員16人中台湾人は3人で、うち1人が判任教諭、2人が嘱託であった。このように中等学校教員は、ほぼ日本人で独占されていたのである（『台湾総督府学事年報』1919年度、76頁）。
- 13) 「教育令の改正実施に関する田総督諭告」（1922年2月1日）台湾総督府編『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂（一）』（1941年；台北・成文出版社、1999年復刻）405頁。
- 14) 『台湾総督府学事年報』（1921年度）11頁。
- 15) 吉野秀公『台湾教育史』（1927年；台北・南天書局、1997年復刻）580頁。
- 16) 米田前掲論文、28頁。
- 17) 同上、32頁。
- 18) 同上、32－33頁。
- 19) 『台湾総督府統計書』（1925年度）99頁、『台湾総督府学事年報』（1925年度）226頁、『台湾総督府統計書』（1930年度）123頁。
- 20) 米田前掲論文、31頁。
- 21) 同上、34頁。
- 22) 『台湾日日新報』1933年6月5日付。
- 23) 『台湾総督府学事年報』（1929年度）51頁。

（教育学講座 博士後期課程3回生）

（受稿2010年9月6日、改稿2010年11月26日、受理2010年12月9日）

Middle School Expansion after the 1922 Educational Revisions in Colonial Taiwan

FUJII Yasuko

In colonial Taiwan, after segregated education in post-primary education facilities was abolished in 1922, the Taiwanese were admitted to middle schools. But secondary academic schooling was still a Japanese domain. Despite educational revisions that ruled out race as a factor in admission selections, only a small percentage of Taiwanese applicants was accepted into middle schools. However, Japanese claimed to educational opportunity against the difficulty of entering, as a matter of fact, education policy-makers were obliged to establish more middle schools to accommodate more Taiwanese students. Ironically, middle school expansions helped to increase Taiwanese students who were once carefully controlled. So the colonial Taiwan government-general caught up in a dilemma between policies and actual outcomes.